

【医療の基本法に関連する法案、提言の比較】(2010年8月末現在)

	基本理念	条文、骨子の抜粋	患者・国民の政策参加
政府案	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の目的は健康な生活の享受 ・治療にリハビリ等も含む適切な医療 ・国の責務など基本事項、政策の目標 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総則(国の施策、地方の施策、財政措置など) 2. 医療計画等(国、都道府県の医療計画の作成) 3. 医療計画審議会等(都道府県医療計画審議会、地域医療協議会の設置) 	
野党案	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法25条(生存権)の精神 ・国民が生命の尊厳と心身の健康生活を営む権利が保持されるよう、等しく適切な医療を受ける保障 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総則(基本理念など)、2. 健康管理体制の確立 3. 公費負担医療の拡充及び医療保険制度の改革 4. 医療機関の体系的整備、5. 医療担当者の確保 6. 医薬制度改革、7. 医療事故に係る原因判定及び被害救済 8. 行政機構改革 	医療の民主性(国民の意思が反映されるよう民主的に運用されなければならない(1-5))
患者の権利法要綱案	<ul style="list-style-type: none"> ・与えられる医療から参加する医療へ ・自己・家族の健康・福祉に十分な生活水準を保持し、最高水準の心身の健康を享受する権利(世界人権宣言) ・憲法13条、同25条の確認 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療における基本権(参加権、知る権利と学習権など) 2. 国及び地方自治体の義務(権利の周知と患者の援助義務など) 3. 医療機関及び医療従事者の義務(誠実な医療提供の義務など) 4. 患者の権利各則(自己決定権、説明・報告を受ける権利など) 5. 患者の権利擁護システム(権利の公示制度、審査会など) 6. 罰則 	すべて人は、医療政策の立案から医療提供の現場に至るあらゆるレベルにおいて、医療に対する参加権を持つ(1-a)
HSP	<ul style="list-style-type: none"> 憲法13条(個人の尊厳、幸福追求権) 憲法25条(生存権) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総則(目的、基本理念など) 2. 基本的施策(医療範囲・基準) 3. 制度運営の基本事項(利用者本位の医療情報など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民・患者の政策決定過程への参加 ・インフォームドコンセント、カルテ開示
再発防止検討会	患者の権利関連事項を広く体系化し、患者の権利保障に関する国や医療提供者らの責務の明確化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療の諸原則と医療体制の充実 2. 患者の権利と責務(患者の権利とプライバシーなど8項目) 3. 医療提供者の権限と責務 	医療政策立案などへの参加(1-5)
日本医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法と個別法を媒介する法律 ・概括的な規定により、枠組み・理念が誰にも明確に捉えられるもの ・国家・行政の法的、財政的役割の明確化 	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 「患者」に関する法的考察(患者中心の医療実現に向けた関係者の役割など) 3. 「医療基本法」の検討(基本法の性格、医療分野における基本法に求められるもの) 4. 医療基本法制定に向けた課題 	日本の医療福祉制度を守るため、どの程度の経済負担を負うべきかといった議論に参加すべし
患者の声・協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法25条を具現化するすべての人への質の高い医療提供 2. 医療の公共性の認識に立つ資源確保と配分 3. EBM(事実に基づいた医療)に沿った最適・最善の医療の確保 4. 政策決定過程への国民(患者、家族、支援者ら)の参加 		